

## 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大磯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項中「規則の」を「規則で」に改める。

第4条第2項中「規則の」を「規則で」に改め、同項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第5条中「規則の」を「規則で」に改める。

第9条の2第1項中「大磯町職員の給与に関する条例」の次に「（昭和30年大磯町条例第10号）」を加え、「規則の」を「規則で」に改める。

第10条第1項中「規則の」を「規則で」に、「第9条の2第1項」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項第3号中「おいて地方公営企業労働関係法」を「おいて地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律」を「若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に、「規定する公庫」を「規定する沖縄振興開発金融公庫」に、「規則の」を「規則で」に改める。

第15条第3項中「（昭和30年大磯町条例第10号）」を削る。

第16条中「規則の」を「規則で」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄